

電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟県立柏崎アクアパークほか7施設で使用する電気供給
- (2) 需要場所等 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途) 柏崎市設置の体育施設、文化施設及び、新潟県設置の体育施設

2 仕様

(1) 電気方式、周波数、電圧、受電方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 周波数 標準周波数50ヘルツ
- ウ 供給電圧 標準電圧 6,000ボルト
- エ 計量電圧 標準電圧 6,000ボルト
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別
別紙1のとおり
- キ 常用発電設備 1施設(別紙4のとおり)
- ク 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 予定契約電力、予定使用電力量、予定力率

別紙2のとおり

※実際の各月の契約電力は、その月と前11月の最大需要電力のうちの最大値とする。
契約電力及び使用電力量が、予定契約電力及び予定使用電力量に達しない場合であっても、料金の精算は行わない。

(3) 契約電力実績、最大需要電力実績、使用電力量実績

別紙3のとおり

(4) 契約期間

平成31年4月1日0時から平成33年3月31日24時まで(2年間)

(5) 電力量等の検針

- ア 検針日 原則として毎月末の24時に行うものとする。
- イ 計量 記録型計量器、付属装置により記録された値によるものとする。
- ウ 検針方法 遠隔自動検針

(6) 供給地点、保安責任分界点、電気工作物の財産分界点
需要場所の構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源側接続点

(7) 計量場所
既存の計量器設置場所

(8) 電気料金の算定期間
毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 電気料金制度等

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とし、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

イ 契約種別は、従前の小売電気事業者（又は旧一般電気事業者）と同種の契約種別を適用するものとする。

ウ 電気料金は、次の①から④に掲げる料金を合算した額とする。

① 基本料金

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価（税込単価）} \times (1.85 - (\text{力率}/100))$$

② 電力量料金

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価（税込単価）}$$

③ 燃料費調整額

当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料調整単価を用いて以下のとおり算定する。

$$\text{燃料調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料調整単価})$$

※入札価格の算定に当たっては加算しない。

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。※入札価格の算定に当たっては加算しない。

エ 単位及び端数処理

計量、料金等の計算を行う場合の単位及び端数処理は以下のとおりとする。

① 契約電力、最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

② 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

③ 力率の単位は、1パーセント（%）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

④ 基本料金単価（税込）、電力量料金単価（税込）は、小数点以下第2位までとする。

⑤ 月々の基本料金、電力量料金、その他の調整額等の計算は、小数点以下第3位を切り捨てることとし、それらを合計した電気料金の金額（税込）は、小数点以下を切り捨てるものとする。

(10) 特記事項

ア この仕様書に定めのない事項については、供給事業者の電気供給約款等を基に双方協議の上、決定するものとする。